



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9年12月に制定され、平成12年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつけられました。開始から21年となる介護保険制度は、高齢化率の上昇や要介護高齢者の増加、介護保険サービスの利用状況、高齢者の生活をとりまく様々な環境変化などの動向に合わせ、これまでに様々な対応が図られています。

第7期の介護保険事業計画は、第6期を踏まえた地域包括ケアシステムの推進と「地域共生社会」の実現へ向けた体制整備を進めるための期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むものとされました。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保するもので、国では、令和7(2025)年までに、各地域の実情に応じて構築するよう自治体等に求めています。

わが国において、令和7(2025)年とは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、およそ5.6人に1人が75歳以上という超高齢社会の到来が予測されている年です。また、今後、総人口の減少とともに、現役世代(15～64歳)の割合が低下することから、令和7(2025)年には、1.9人の現役世代が1人の高齢世代を支えるかたちになり、令和22(2040)年には、総人口が約1億1,000万人で、1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています<sup>1</sup>。

第7期までの高齢者福祉計画・介護保険事業計画は令和7(2025)年を見据えての対応が図られてきましたが、第8期ではその先、令和22(2040)年までを見据えた計画の策定が求められることとなります。

1 内閣府「令和2年版高齢社会白書」高齢化の推移と将来推計によります。

## (2) 計画策定の趣旨

西条市の総人口は減少傾向にあり、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)の減少に対して高齢者人口(65 歳以上)は継続的に増加の傾向となっているため、高齢化率は上昇を続け、令和2年には32.2%となっています<sup>2</sup>。

一般世帯の48.7%と、ほぼ半数が高齢者のいる世帯であり、何らかの支援について配慮が必要と考えられる高齢一人暮らし世帯も増加しています。

また、要介護・要支援認定を受けている高齢者は継続的に増加しており、認定者における認知症の日常生活自立度を見ると、生活上の支援が必要となる「Ⅱa」以上の人の数が年々増加しています。

高齢化の進行につれて、介護や支援が必要になる高齢者はこれからも確実に増えると想定されますが、高齢者の価値観や考え方、生活スタイルは一層多様化しており、自然災害の頻発やこれまでになかった感染症の流行など、高齢者を取り巻く環境も大きな変化にさらされています。市の各種高齢者施策はこれらに対応するかたちで常に進化していく必要があります。

高齢者が、元気でいきいきとした生活を続けるためには、高齢者自身が生きがいを持ち続けることができるよう健康づくりや介護予防に心がけること、また、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、助け合いながら暮らしていける「地域共生社会」を西条市において育てていくことが重要です。

地域共生社会を下地として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みが、全国的に求められている「地域包括ケアシステム」です。

西条市ではこれまで、「西条市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、前計画とといいます。)<sup>2</sup>により、要介護状態にある高齢者には可能な限り住み慣れた地域で尊厳ある生活を送るための適切なサービスを提供し、元気で日常生活を送っている高齢者には現在の健康を維持し、将来、要介護状態に陥らないための健康づくりや介護予防サービスを提供するなど、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応するための施策を推進してきました。

今回の「西条市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」(以下、本計画とといいます。)<sup>3</sup>は、調査等により把握した市の高齢者を取り巻く状況や、すでに超高齢社会<sup>3</sup>となって久しい市の諸課題に対応するため、前計画で取り組んできた「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を目指し、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るため策定するものです。

---

2 住民基本台帳、令和2年10月1日現在です。

3 超高齢社会：65歳以上の人口の割合が全人口の21%以上を占めている社会を指します。



## 2 計画の性格と法的位置づけ

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、西条市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第 117 条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

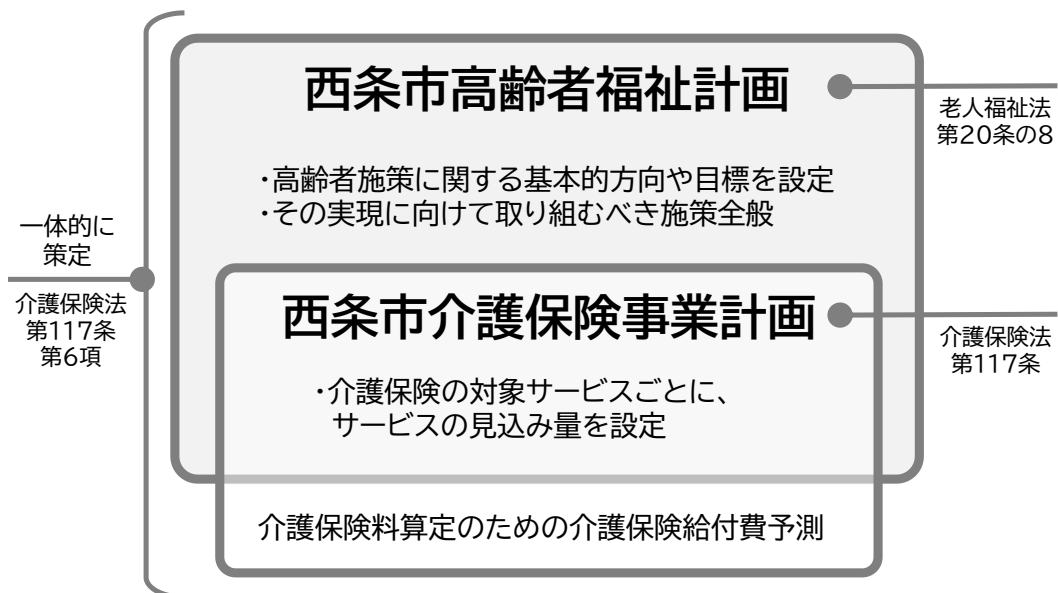
### (1) 高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

### (2) 介護保険事業計画とは

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定され、3年を1期としての策定が義務づけられているものです。介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために策定します。

#### ▼ 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定



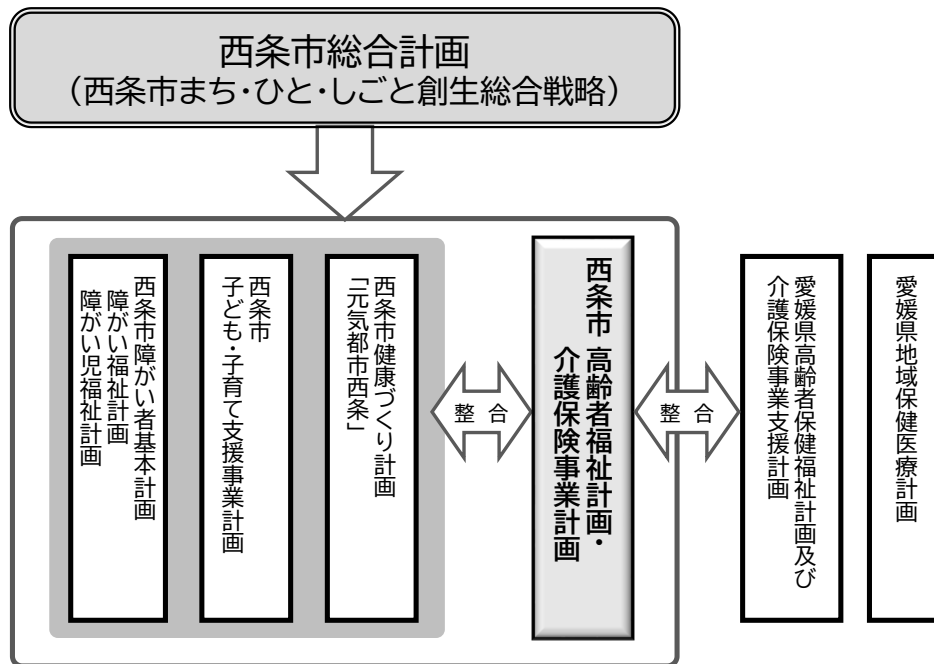
### (3) 他の計画との整合

本計画は、「西条市総合計画」を上位とする部門別計画として位置づけます。

本計画は、第7期計画に引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む計画であり、市の福祉施策全体に関連性の深い計画であることから、「西条市健康づくり計画(元気都市西条)」「西条市障がい者基本計画」など、関連する他の計画と整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」「愛媛県地域保健医療計画」とも整合を図り策定します。

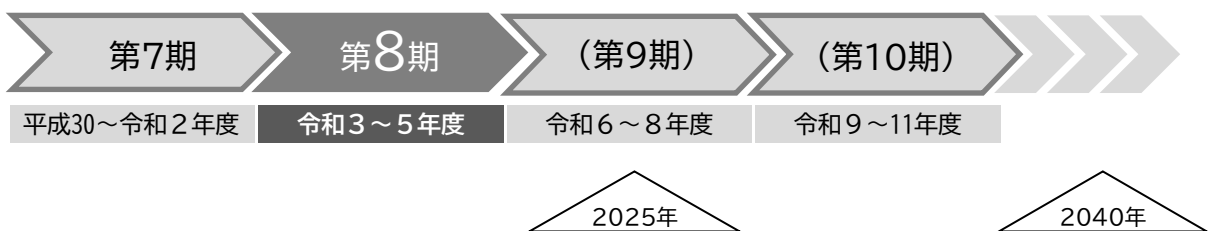
#### ▼ 各計画の関係



## 3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年の計画です。令和7(2025)年に向けて、令和22(2040)年までを見据えつつ、引き続き西条市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置づけ、最終年度にあたる令和5年度には本計画を見直して第9期計画の策定を行います。

#### ▼ 計画期間





## 4 計画策定の方法

### (1) 市民調査の実施

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、認知症相談窓口の認知度などの観点から高齢者の状況やニーズを把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護・要支援認定を受けている方の在宅生活の継続や介護者の支援に有効な介護サービスのあり方を検討するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

#### <調査の概要>

##### ○調査対象:

##### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

市内在住の、65歳以上で「要介護認定を受けていない方」または「要支援1・2認定を受けている方」から無作為抽出。

##### ②在宅介護実態調査

市内在住で、要介護認定を受け、在宅で生活をしている65歳以上の方から無作為抽出。

##### ○調査期間:令和2年6月10日～7月7日

##### ○調査方法:郵送配布・郵送回収

##### ○配布・回収状況:

	配布数	有効回収数	回収率
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	5,000票	3,095票	61.9%
②在宅介護実態調査	1,200票	570票	47.5%

### (2) 介護保険事業計画策定委員会の設置

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する「介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の検討、審議を行いました。

### (3) 行政内部の調整

事業等に係る庁内の連携を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるため、庁内の関係各課と細部の検討、調整等を行いました。

#### (4) パブリックコメントの実施

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

意見募集期間	令和3年1月25日(月)～2月24日(水)
資料公表先	市ホームページへの掲載、市役所福祉部長寿介護課等での閲覧及び配布
意見等提出方法	長寿介護課が指定する場所への書面の提出／郵便／ファクシミリ／電子メール
意見提出数	0件(0名)



## 5 本計画のポイント

---

本計画を構成するうちの一つ、介護保険事業計画について、国の指針等に応じた第8期計画策定におけるポイントは以下のとおりです。

ただし、国の指針は全国统一のものであるため、西条市においては、以下を鑑みつつ高齢者人口の推移や今後の予測、日常生活圏域ごとの状況など市の実情・特徴に合わせた計画策定を行っています。

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置づけられており、令和7(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。第8期計画は、引き続き本市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していく計画とします。

### (2) 令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた検討

第8期計画期間中の介護需要の見込みや保険料の推計に加え、令和7(2025)年、令和22(2040)年までの予測を行い、中長期的な視野に立った検討を行います。

### (3) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる社会のことです。基本理念のもと、共に支え合う地域社会の形成を目指した計画とします。

### (4) 介護予防・健康づくり・自立支援施策の充実・推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するためには、フレイル<sup>4</sup>への対応が大切です。本市の第1号被保険者数は今後も増加が見込まれ、そのうち後期高齢者の割合も上昇が続くと予想されることから、早期に介護予防への取組を充実させていくことが重要です。

可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険事業計画による総合事業と、高齢者福祉計画による様々な取組を効果的に融合させ、介護予防・健康づくり・自立支援をさらに進める計画とします。

---

4 フレイル：健常から要介護へ移行する中間の状態のことです。

## (5) 認知症施策の推進

第1号被保険者の増加に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれます。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく在宅で安心して暮らしていけるよう、国の「認知症施策推進大綱」等を踏まえつつ、認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者を早くから支援することに加え、認知症に対する正しい理解、早期発見・早期対応につながる取組などを認知症総合支援事業として進めます。

## (6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化

市全体レベルの課題を扱う第1層協議体(西条市では地域包括支援センター運営協議会を位置付け)と、日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体から成る生活支援体制整備協議体の体制整備を引き続き推進し、地域包括ケアシステムを支える事業と人材の効果的連動を進めます。介護保険事業を支える人材確保については、県との連携を図りながら計画的な人材確保を促進し、地域包括支援センター運営協議会では業務効率化も含めたセンターの適正な運営等を継続的に協議していきます。

## (7) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の頻発化や新型コロナウイルス感染症の流行などを踏まえ、災害や感染症対策についての体制整備を進めます。

## (8) 地域包括ケアシステムの全体像

本計画で深化・推進を目指す「地域包括ケアシステム」は、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

いつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険制度によるサービス、重度な要介護状態

となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう医療と介護の連携を推進し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が各地域で一体的に提供される社会的な仕組みを目指します。

